



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

2015 JANUARY / 165号

★ 職務発明の帰属 ★

昨年来、従業者が行った職務発明を使用者（勤務先会社、等）に対して原始帰属させる法改正をすべきかどうかについて議論がよくされるようになり、ご質問を受けることが多くなりました。ここで整理してみたいと思います。ただし、まだ改正案は確定していませんことをご承知ください。

1. 現在の制度

職務発明に関して現在は、従業者に特許を受ける権利が原始的に発生し、それを特約により使用者に承継させることができるとされています。現実には、たいていの会社の場合、従業者は入社時の雇用契約で使用者に職務発明を譲渡することが義務付けられています。その見返りとして従業者には法定の対価請求権が与えられています。

2. 改正論

改正論は、職務発明に関して使用者が特許を受ける権利を原始的に取得するように変更するというものです。当初は「無条件で」という話もあり、もしそうなら、使用者は従業者に対価を支払う必要がなくなります。しかし、いまだきそのような極論が認められるはずありません。現在、議論されているのは、①原始帰属を望まない使用者（大学や研究機関等）をどうするか、②従業者の発明意欲をそがないようにするにはどのようにしたらよいか、というようなことです。今、想定されているのは、①については、原則の例外規定を設けること、②については、現在の法定対価請求権と同等の見返りを何らかの形で保障することです。

3. 改正の影響

仮に上記のように改正されたとしたら、たとえ原始帰属の原則が変わっても、大多数の従業者にとって結果的には現状とほとんど何も変わらないことになりそうです。

4. 本質論

ところで本質的に、職務発明は使用者のものでしょうか、従業者のものでしょうか。これについては、下表のような対立があります。各自の立場や人生観が反映するようです。

職務発明は使用者のものという考え方	職務発明は従業者のものという考え方
自動車会社で労働者が自動車を製造しても、製造された自動車は労働者のものにならないのに、職場で完成させた職務発明だけが労働者のものになるというのはおかしい。	発明は、一般の労働と異なり、発明者の精神的な創作物であり、その個人的な資質や能力に負うところが大きい。また、職場外や勤務時間外に職務発明を着想する場合も多い。
発明開発のコスト（人件費や設備・材料・光熱費、等）やリスク（失敗時の損失、等）は使用者だけが一方的に負担している。	発明開発のコストやリスクの使用者負担については、対価の額を決定するときに使用者側の貢献度として判断材料とすればよい。
職務発明を従業者のものとする、発明をする機会のない社員との間に不公平が生まれて企業内の不和の原因となる。	大多数の企業では能力別給与が採用されていて同一のチーム内でも給与の差があり、発明の機会などは大きな問題ではない。
著作権法では、法人著作権は使用者が原始取得している。	著作権は特許権と比較すると、比較的範囲が狭く、権利取得も容易である。職務著作に比べて職務発明の方が従業者にとって権利の制約を受ける範囲がきわめて広い。